

平成21年3月31日

「緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（案）」に対する意見募集

消防庁では、「緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（案）」を作成しました。

つきましては、この案について、平成21年3月31日（火）から平成21年4月30日（木）までの間、意見を募集します。

1. 背景

現在、消防本部で運用されている消防救急無線通信システムについては、周波数割当計画の一部変更（平成20年総務省告示第291号）により、アナログ通信方式による150MHz帯周波数の使用期限が平成28年5月31日までとされているところであり、デジタル通信方式による260MHz帯周波数に移行する予定です。

無線通信方式や設備の規格等が異なった場合、消防本部相互の通信が確保できず、全国の被災地に派遣される緊急消防援助隊の活動を含めた消防の応援等の活動に支障を来すことが懸念されます。

以上のことから、本告示は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものについて、仕様を定めるものです。

2. 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集対象：[「緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（案）」](#)

意見募集要領：[別添](#)のとおり

3. 意見募集の期限

平成21年4月30日（木）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4. 今後の予定

皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。



〈問い合わせ先〉

総務省消防庁 国民保護・防災部 防災課 防災情報室
作田課長補佐、後白事務官

TEL : 03-5253-7526

FAX : 03-5253-7536

緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件の制定について

平成21年3月
消防庁防災情報室

1. 制定理由

現在、消防本部で運用されている消防救急無線通信システムについては、周波数割当計画の一部変更（平成20年総務省告示第291号）により、アナログ通信方式による150MHz帯周波数の使用期限が平成28年5月31日までとされているところであり、デジタル通信方式による260MHz帯周波数に移行する予定である。

無線通信方式や設備の規格等が異なった場合、消防本部相互の通信が確保できず、全国の被災地に派遣される緊急消防援助隊の活動を含めた消防の応援等の活動に支障を来すことが懸念される。

以上のことから、本告示は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものについて、仕様を定めるものである。

2. 制定内容の概要

(1) 趣旨

本告示は、消防組織法第46条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るもの（以下「本システム」という。）の仕様を定めるもの。

(2) 本システムの仕様について、以下のものを定める。

- ①通信機能の内容
- ②実装しなければならない通信機能
- ③本システムの技術的諸元

3. 施行期日

公布の日から施行する。